

三郷市議会議員 文教経済常任委員長

# あいざわ 圭一郎

けいいちろう

地域だより

Vol.20 H.26.10.01

39歳 走り続ける情熱男!

●スポーツの秋、読書の秋、食欲の秋…秋色も深まる中、市民皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍されていることとお喜び申し上げます。

●三郷市議会におきましては、9月定例会(9月1日～22日)が開催され、平成25年度一般会計・特別会計決算等を審議し可決・認定致しました。

●本議会において、議場で三郷市在住の二人の小学生が意見発表を致しました。埼玉県青少年の主張大会で最優秀賞を受賞した、平野寛生君は、「ぼくも住みやすい日本に」をテーマに、手話を交えてノーマライゼーションの推進を語りました。

優秀賞の滝澤陽人君は、「ぼくの夢を支える言葉」と題して、人の役に立つ科学者になる夢を語りました。二人の発表に議場も拍手喝采。二人をはじめ三郷市の児童生徒の更なる成長を期待しております。

●人事案件

- ・教育委員会委員に任命 有田るみ子氏
  - ・固定資産評価審査委員会委員に選任 田中彰則氏
- それぞれ同意致しました。今後のご活躍を祈念致します。

●私ごとではございますが、平成26年9月21日に山王日枝神社におきまして結婚致しました。まだまだ未熟な二人ですが、互いに力を合わせ支え合いながら幸せな家庭を築いていく所存です。今後とも温かいご指導をよろしくお願い致します。



平成26年度9月定例会の主な概要(抜粋)

●三郷市放課後児童クラブの設置及び管理条例の一部改正  
放課後児童クラブの入室基準が、現行の3年生までから小学校に就学している児童に拡大。※5年計画

原案可決(賛成全員)

●一般会計補正予算

- ・健康遊具設置事業 早稲田公園に設置 300万円
- ・橋りょう維持事業 橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、補強の設計 対象橋：横堀橋、市助橋、駅前大橋 600万円
- ・都市公園整備事業 茂田井保育所跡地の設計業務 230万円
- ・交通安全施設維持管理 道路照明36基 区画線6カ所 1,630万円
- ・放射能関連として東京電力から東埼玉資源環境組合に返還金があり、三郷市負担分として8,230万9千円の返還 等

●平成25年度一般・特別会計歳入歳出決算 原案認定(賛成多数)  
(円)

一般会計	歳入	45,963,151,537	国民健康保険 特別会計	歳入	17,842,967,470
	歳出	43,151,032,765		歳出	17,432,614,377
介護保険 特別会計	歳入	5,842,615,128	公共下水道事業 特別会計	歳入	4,264,427,801
	歳出	5,713,394,882		歳出	3,626,542,857
			後期高齢者医療 特別会計	歳入	923,471,107
				歳出	919,738,637
総合計	歳入	74,836,633,043			
	歳出	70,843,323,518			
上水道事業 特別会計	収益的収入	2,075,705,018			
	収益的支出	2,032,229,355			
	資本的収入	978,776,787			
	資本的支出	1,392,447,237			

一般会計決算における特徴として、歳入は法人実効税率の引下げの影響から市民税が減少したが、区画整理地区の固定資産税の増加、増税による市たばこ税の増加により、市税全体で前年度より3億7千万円の増加。歳出の特徴は、義務的経費のうち人件費は減少しているものの、扶助費が増加。また、投資的経費として三郷中央地区関連整備事業や小学校耐震事業等、前年度より37.9%の増加となっている。

逢澤圭一郎と地域をよくする会 <http://www.aizawa-k16.com> office@aizawa-k16.com

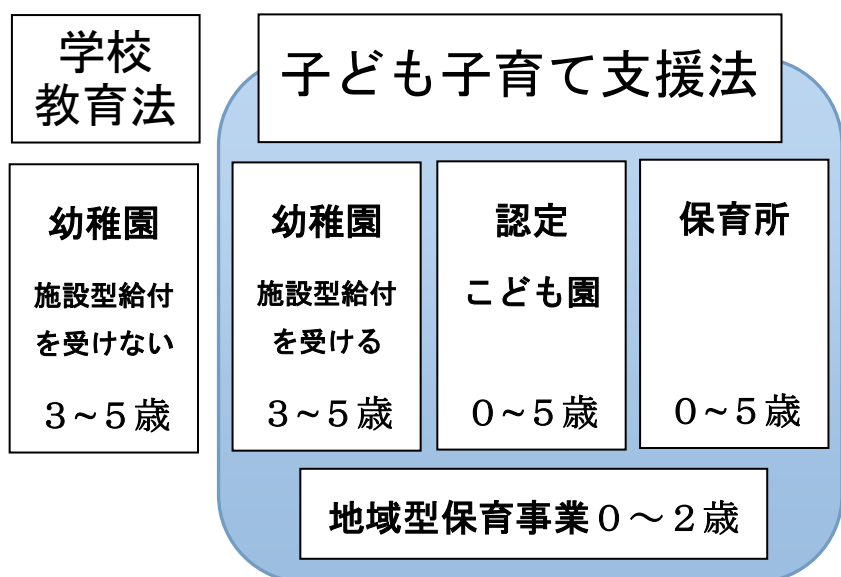
341-0018 三郷市早稲田2-10-7 Tel 957-8462 Fax 957-8465  
 会長 竹本裕司 副会長 稲垣栄 谷古宇勇 幹事長 濱口稔 副幹事長 佐藤行義 事務局長 石山義男 顧問 井上貞夫  
 世話人 吉岡貞義(代表) 葉室和男 高濱國治 齋藤博之 杉橋重一 松川文雄 西山忠雄 白石政則 吉岡良男  
 逢澤圭一郎と地域をよくする会(後援会)にご入会ください! 年会費等は一切かかりません。

## ●子ども子育て支援新制度の趣旨

★質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する認定こども園の推進。一時保育や病児保育等、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実。待機児童の減少を目的として保育の受け入れ人数を増やす、こういった取組みを推進していくこととなっています。

## ●どういう風になるの？

★保育所入所基準も大幅に緩和され、新たに保育の必要性の認定を設けることとなります。1号認定から3号認定まで3つの認定区分があり、教育標準時間、保育標準時間と保育短時間といった時間的要素と、年齢から区分されることとなり、就職活動中の方や、夜勤就労の方、パートタイム労働の方にも保育の利用が広がられることとなっています。



※学校教育法における幼稚園は現行のまま運営されます。

※子ども子育て支援法の括りでは、市による「保育必要性の認定」を受ける必要があります。

※地域型保育事業とは、小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内のそれぞれの保育事業を言います。

## ●保育の必要性とは？

### ①事由

◆就労◆妊娠・出産◆保護者の疾病・障がい◆同居親族等の介護・看護◆災害復旧◆求職活動◆就学◆虐待・DVの恐れがある◆育児休業取得時に既に保育を利用している◆その他市町村が定める事由

### ②区分(保育必要量)

◆保育標準時間◆保育短時間

### ③優先利用

◆ひとり親家庭◆生活保護世帯◆生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合◆虐待やDVの恐れがある場合など社会的養護が必要な場合◆子どもが障がいや有する場合◆育児休業明け◆兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合◆小規模保育事業等の卒園児童◆その他市町村が定める事由

## ●私立幼稚園との連携について

★既存の幼稚園は来年度の制度開始に向け、現行の幼稚園制度のまま行うか、施設型給付を受ける形で幼稚園を運営していくか、認定こども園として保育機能を持たせるか選択しなければならないことになっております。制度開始後、例外もありますが、基本的には保育必要認定の後に行政から斡旋することが出来るのは認定こども園となっております。今後、認定こども園はもとより幼稚園との連携を更に強化していくことを考えなければならないと思うところです。これまで培われてこられた幼児教育をより多くの子ども達が受けられるような環境を整えること、そのためにも預かり保育等への支援を増強することや保育所と幼稚園の利用者負担の差を縮減すべく施策を講じることが必要と感じております。

## ●公立保育所と民間保育所との連携について

★平成23年からは戸ヶ崎東保育所の指定管理や民間保育園の新設、あるいは長戸呂、茂田井の老朽化した保育所の閉所があり、本市の保育環境は大きく様変わりをしてきております。

★民営化によるメリットとしては、待機児童の縮減、財政効果が期待できること、早朝保育、乳児保育、延長保育といった特別保育事業の実施及び、行事や教育カリキュラムといった独自サービスが期待できることなど挙げられます。しかしながらこれだけでなく、更にメリットとして活かせることはないのでしょうか。それは民間のノウハウを公立に波及させていくことに他ならないと考えます。反対に公立保育所の良さ、歴史的背景や地域の実情、ベテラン保育士の指導力等、民間においても取り入れて頂きたいことであろうかと思ます。

★公立保育所と民間保育所の施設管理者どうしの情報共有を図り、ネットワークの形成と連携の強化に繋げ、更には公立・民間共に出来るだけ多くの保育士が交流できるような環境づくりを進めること、そして相互の連携を図りそれぞれの資質向上に繋げ本市の保育行政を一体として捉えていくことが必要と考えます。

### 保育の必要性の認定区分

年齢	必要性	認定区分	利用施設
満3歳以上	なし	1号認定 教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 保育標準時間	保育所 認定こども園
2号認定 保育短時間			
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定 保育標準時間	保育所 認定こども園
		3号認定 保育短時間	地域型保育事業

※1号認定(教育標準時間認定)  
お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

※2号認定(満3歳以上 保育認定)  
お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

※3号認定(満3歳未満 保育認定)  
お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の事由」

上記の形で子ども一人ひとりに必要性を認定します

